接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）については、講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（第五十一条第四項において「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。）を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができる。

3　（略）

（金属アーク溶接等作業主任者の職務）

第二十八条の二　事業者は、金属アーク溶接等作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一　作業に従事する労働者が溶接ヒュームにより汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

二　全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。

三　保護具の使用状況を監視すること。

（掲示）

第三十八条の三　事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

一～四　（略）

五　次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具

イ～ニ　（略）

ホ　金属アーク溶接等作業を行う作業場

ヘ～リ　（略）

（削る）

ヌ　（略）

（金属アーク溶接等作業に係る措置）

第三十八条の二十一　事業者は、金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五条の規定にかかわらず、金属アーク溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しない。

2～12　（略）

第五十一条　（略）

2・3　（略）

4　前三項の規定は、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習について準用する。この場合において、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」とあるのは「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」と、「特定化学物質及び四アルキル鉛に係る」とあるのは「溶接ヒュームに係る」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和五年十月一日から、第三条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

○防衛省令第七号

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第百六十九条の規定に基づき、地方防衛局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十一日　防衛大臣　浜田　靖一

地方防衛局組織規則の一部を改正する省令

地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調達部の所掌事務）	（調達部の所掌事務）
第六条　［略］	**第六条**　［同上］
一～四　［略］	一～四　［同上］
五　地方防衛局の所掌事務に係る国際協力に関すること。	［号を加える。］
2　［略］	2　［同上］